

伊那地域定住自立圏形成に関する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、伊那地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする伊那地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、伊那地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第 3 条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、費用が生じるときは、相互の受益等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第 4 条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第 5 条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第 1 項の規定による通告があった日から起算して 2 年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第 6 条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 月 7 日

甲 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地
伊那市
伊那市長 印

乙 長野県〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇長 印

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	<p>バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。</p> <p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	合同職員研修	職員の資質向上、政策形成能力の強化、相互の交流等を目的として、連携市町村が合同で職員研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携町村の意向を踏まえた合同職員研修の企画立案、使用会場の手配、参加者の募集、研修業務委託等 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市の合同職員研修の企画立案への協力、団体内における研修の周知、参加者の選定等

